

中央建設業審議会

建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（第1回）

平成31年4月16日

【岩下入札制度企画指導室長】 定刻となりましたので、ただいまから第1回中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

座長に議事をお願いするまでの間、議事の進行を務めさせていただきます、建設業課入札制度企画指導室長岩下でございます。よろしくお願いいたします。

本日お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたらお申しつけください。

報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

一点、マイクの使い方についてご説明をさせていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと、赤色に光った状態になります。そちらの状態でご発言をいただきまして、ご発言が終わられた後は再度ボタンを押していただき、赤い色の光を消していただくようお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の野村からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【野村土地・建設産業局長】 土地・建設産業局長の野村でございます。中建審の建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループの開催に当たって、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方、日ごろより国土交通行政をそれぞれのお立場で大変お支えをいただいておりますことを、改めて感謝申し上げます。そしてまた、本日は年度初めのお忙しい中にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まもなく2週間ほどで改元がされて、新しい時代に入るわけでございますけれども、ご案内のとおり、建設業行政を取り巻くさまざまな政策分野で、この4月から大きな新しい2つの制度が動き始めております。

1点目は、建設キャリアアップシステムの本格的な運用を開始したということでございます。これについては改めてこの場では申しませんが、これまでもさまざまなお立場から、さまざまなご支援、ご協力を賜っておりますことを、改めて御礼申し上げたいと思います。何とか初期の目的が果たされるように、これからも進めていくということでございます。

そしてもう1つは、外国人労働者の新たな在留資格が設けられて、4月1日から施行がされました。ご案内のとおり、建設業の分野でも、新たな在留資格によって人材を受け入れていくということでございます。これまでも、技能実習、それから建設業の場合はオリンピック・パラリンピック対応の時限の措置としての就労者制度があって、一定の外国人の受け入れの実績があるわけでございますけれども、これも新たな制度に基づく適正な受け入れを行っていくということで、また皆様方のさまざまなご支援、ご協力、ご理解をいただければと思っております。

そして、改正民法、来年4月から施行になるわけでございます。120年ぶりの債権法部分の大改正ということございまして、その民法の改正を受けた建設工事標準請負契約約款を見直していくということで、このワーキンググループが立ち上がったところでございます。この議論の結果ということは、契約関係実務はもちろんのこと、この建設工事請負契約の当事者の皆様にも、当然、少なからぬ影響が生ずるということではございます。

いずれにしても、それぞれ皆様方専門のお立場から、ぜひこの約款の見直しという作業につきましてお力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げたいと思います。これから何回かに分けて、またこのワーキンググループを進めていきますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。次に、本日ご出席いただいております会議の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。五十音順にご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、東京大学社会科学研究所教授の石川博康委員です。

【石川委員】 石川でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会法務部会長の泉俊道委員です。

【泉委員】 泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人全国建設業協会専務理事の伊藤淳委員で

す。

【伊藤委員】 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長の大木勇雄委員です。

【大木委員】 大木でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人全国中小建設業協会副会長の小野徹委員です。

【小野委員】 小野です。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 弁護士・東洋大学法学部教授の大森文彦委員です。

【大森委員】 大森でございます。よろしくどうぞお願いします。

【岩下入札制度企画指導室長】 独立行政法人都市再生機構技術・コスト管理部長の高原功委員です。

【高原委員】 高原でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 一般社団法人不動産協会企画委員長の仲田裕一委員です。

【仲田委員】 仲田でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 東京都財務局契約調整担当部長の新田見慎一委員です。

【新田見委員】 新田見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 東日本高速道路株式会社総務・経理本部経理財務部長の吉見秀夫委員です。

【吉見委員】 吉見でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 また、オブザーバーとして、法務省民事局参事官の笹井朋昭様にご参加いただいております。

【笹井オブザーバー】 笹井でございます。よろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 それでは続きまして、資料2「中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ運営要領（案）」について、事務局よりご説明申し上げます。

【平林建設業政策企画官】 それでは、事務局から、お手元に資料2がございますが、中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループの案についてご説明を申し上げたいと思います。資料2をご覧ください。

運営要領（案）としては、よくあるワーキンググループなり審議会の運営要領かと思っておりますけれども、第1条のところ、後ほど座長を互選いただきまして、基本的には座長に議事を運営していただこうと思っております。

それから、招集につきましては、今回は事務局でやらせていただきましたけれども、次回以降は座長が招集をしてご連絡をさせていただく格好になります。

それから、第3条のところでございます。本日は全委員にご参加をいただいておりますけれども、過半数の委員の方が出席しなければ会議を開くことができないということでやってまいりたいということでございます。

それから、第4条が議事の公開ということになっておりますが、本日も傍聴の方、多数お越しをいただいておりますけれども、基本的に本ワーキンググループの会議、それから議事録については、公開という形で進めてまいりたいと考えているところでございます。ただ、今後のご議論の状況によって、非公開で忌憚のない意見を交わしていただいたほうがよいということであれば、会議、議事録を非公開にするということもあり得べしかと思っております。

その他、ここに細かいことを定め切れない部分につきましては、座長で随時定めまして施行していきたいと考えているところでございます。

運営要領（案）ということでご説明を申し上げました。以上でございます。

【岩下入札制度企画指導室長】 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

（発言者なし）

【岩下入札制度企画指導室長】 ご意見がないようでしたら、この中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ運営要領（案）について委員の皆さんにご了承いただいたものとして、議案のとおり決定させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。続きまして、中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ運営要領第1条に基づき、座長を委員の皆様による互選でお決めいただくことをお願い申し上げたいと存じます。委員の皆様からご推薦がございますか。

【泉委員】 座長といたしましては、建設業法と民法にともに高いご見識をお持ちの大

森委員にお願いするのがよろしいかと存じますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。ただいま泉委員から大森委員をご推薦いただきました。また、異議なしというお声もいただきました。ご異議がないようでございますので、大森委員に会議の座長をお願いしたいと存じます。

それでは、座長就任に際し、大森座長より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

【大森座長】 大森でございます。よろしく願いいたします。私の役割は、本委員会に与えられた使命を全うすべく議事の進行役を務めることだと思っております。また、本委員会の使命は、当然、改正民法の規定を踏まえた上での建設工事の請負契約約款の改正だということをご認識しております。このワーキンググループは、建設工事の受注者、発注者、それから有識者といったさまざまな立場の方々にご参加いただいております。有意義な実りある議論ができればと考えております。皆様の忌憚のないご意見をいただけるようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願います。

それでは、これ以降の議事の進行は大森座長をお願いいたします。よろしくお願い致します。

【大森座長】 それでは、お手元の議事次第に基づいて議事に入らせていただきたいと思っております。初めに、改正民法の概要について、資料の3に基づき笹井様からご説明いただければありがたく存じます。よろしくお願いいたします。

【笹井オブザーバー】 法務省民事局で財産法を担当しております参事官の笹井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は25分程度お時間を頂戴いたしまして、民法の債権法の見直しにつきましてご説明をさせていただきますと思います。事前に資料の3-1、3-2をお配りしていたかと思っておりますので、この2つの資料に基づきましてご説明をしたいと思います。

まず、資料3-1、1ページをごらんいただけますか。今回の債権法の見直しの目的といたしましては2つ挙げられておりました。

民法は、ご承知のように、明治29年、今から約120年前に制定されたものでございますけれども、その後、例えば担保物件でありますとか、あるいは成年後見制度、そうい

ったものについての大きな見直しはあったわけですが、民法総則のうちの意思表示の部分でありますとか消滅時効の部分、また、第3編の債権編につきましては、実質的な内容に関わる改正はほぼ行われていなかったわけですが。

この間、多数の判例等が蓄積されておりましたので、まず1つ目の目的といたしましては、社会経済の変化に対して対応していくということ、また、多数判例が形成されてきて、民法典の中には書き込まれていないけれどもルールとして確立してきたもの、こういったものをきちっと法典の中に取り込んでいこうと、こういった2つの目的で始められた作業でございました。

総論的にはこういったところで、請負につきましても、債務不履行法制全般を見直した結果といたしまして、規定のあり方としては、大きな変更が加えられているところがございます。

以上、総論でございまして、ここからは少し各論的なお話を差し上げたいと思います。1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

冒頭、請負ではなくて、売主の瑕疵担保になっております。これはどういうことかと申しますと、請負についての改正項目は、債務不履行法制全般を反映したものとなっております。また、現行法では、請負人の担保責任についての規定が、請負に関する規律の多くを占めていたわけですが、これが売買契約における売主の担保責任を包括的に準用するように改正されます。売買の規定を包括的に準用ということ自体は、今までの民法でも同じだったわけですが、それに対する特則部分が多数、請負に関して設けられていたところがございます。今回の見直しにおきましては、大きく特則部分を削りまして、売買契約の売主の瑕疵担保責任に関する規律に合わせるという改正が行われておりまして、したがって、請負人の責任の内実を見ようとするれば、結局それは売主の瑕疵担保責任に関する規律を見ていただく必要があるということで、まず、売主の瑕疵担保責任に関する見直しについてご説明をさせていただきたいと思います。少しそういう意味では請負から離れまして、売買プロパーの問題もあるのですが、全体の流れもございしますので、あわせてご説明をさせていただきます。

売主の担保責任というのは、第560条以下に10条程度の規定がございまして、そのうちの第570条の責任を瑕疵担保責任と呼んでおりました。

この売主の瑕疵担保責任でございますけれども、その法的な性質をめぐりまして、民法制定以来、さまざまな議論がされてきたわけでございます。そういう意味で理論的な対立

というものがあつた上に、判例もさまざま形成されてはきましたけれども、これらをどのように統一的に理解することができるのかということをめぐる、いろいろ議論があつたところがございます。

今回の改正で最終的にどういう立場がとられたのかという結論的な部分を申しますと、2ページの下半分、紫と申しますか、色で塗られた部分ですけれども、基本的な改正の方向性といたしましては、買主の権利といたしまして、売買の目的物が特定物であるか不特定物であるか、そういったことに関係なく、契約でどういう目的物を引き渡すことにしたのか、どういう目的物の所有権をどういう状態で移転するということにしたのか、こういったところを契約の解釈によって明らかにいたしまして、その契約の内容に適合したものを引き渡す義務、あるいはその所有権を移転する義務、また対抗要件を具備させる義務、こういったものを契約上の義務として、売主が負うのだと。

したがいまして、仮に契約の内容に適合しないようなものを引き渡し、また所有権を移転したような場合におきましては、これは債務不履行責任が発生するのだという理解に基づいております。現行法の売主の瑕疵担保責任に関する従来の議論におきましては、特定物の場合には瑕疵があつても債務不履行にはならないのだという理解に基づく見解が、少なくとも伝統的には通説だと言われていたところですが、その立場ではなく、近年は支配的になってきたかと思いますが、契約責任説の立場に立った見直しがされたということです。

次の3ページをごらんください。今申し上げましたように、売主の義務といたしまして、契約上どういうものを引き渡し、所有権を移転しなければならないのかということを確認して、それに適合しなかった場合には債務不履行責任が発生するのだということにいたしますと、仮に契約に適合しないものを引き渡した場合に債務不履行に当たるということになるわけですので、債務不履行に関する損害賠償でありますとか、あるいは解除に関する規律が適用されるということになってまいります。

現行民法におきましては、第560条以下の売買における箇所に、損害賠償であるとか解除であるとかという規定が設けられておりまして、そこが根拠条文になると理解する余地もあつたわけですが、改正法のもとにおきましては売買の箇所における規定ではなくて、債務不履行全般に関する債権総則、また契約総則に関する規律がそのまま直接的に適用されるということになってまいります。

その点を確認している条文はございますけれども、申し上げましたように、買主の権利

として損害賠償ができる、あるいは解除ができるというのは、売買における規定ではなくて、債権総則、契約総則における規律がそのまま適用されるということになってまいります。

ただ、それでは売買のところを何も救済した規定がないのかと申しますと、債権総則、契約総則にある規律以外に、2つの買主の救済方法というものを設けておりまして、その2つというのが、追完請求、それから代金減額請求でございます。

追完請求と申しますのは、要するに自分が引き渡したものが契約に適合していないので、例えば故障していてきちっと機能しないとか、あるいは数が足りないとか、そういったものでございますので、故障しているなら代わりのちゃんとしたものを引き渡せとか、あるいは数が足りないなら足りない分を引き渡せとか、完全な履行の請求をすることができるということでございます。

他方、代金減額につきましては、契約に適合しないものが引き渡された場合に、もともと予定されていた完全な履行ではなくて現状の履行で満足するので、しかしそのかわり、対価的な均衡が崩れておりますから、対価的な均衡がとれるように代金を減額せよと、こういう請求ができるということでございます。

したがいまして、契約総則、債権総則に規定された救済方法とあわせまして、買主の救済方法といたしましては、3ページの右上の図にございますように、損害賠償、解除、追完請求、代金減額、この4つの救済方法が定められたということになっております。それぞれ要件といたしまして、買主、売主、いずれに帰責事由が必要なのか、あるいは不要なのかということにつきましては、この表に記載されたとおりでございます。

もう1点、売買における瑕疵担保責任の規定に関する見直しといたしましては、3ページの下半分のところに「問題の所在②」とございますけれども、今申し上げましたような買主の権利、これはいつまで行使することができるのかということに関する見直しでございます。

これまでの規律におきましては、瑕疵担保責任の追及は、その目的物に瑕疵があるということを知ってから1年以内に権利行使をしなければならぬとされておりました。基本的には、この1年以内の期間制限は、改正法のもとでも維持をされております。ただ、権利行使というものの具体的な中身が何かということに関して少し修正が加えられておりまして、これまでの現行法におきましては、判例の理解によりますと、この権利行使というのは、瑕疵の内容を明らかにして、損害賠償請求をするという意味を確定的に表明すると。

そしてまた、損害賠償の金額の算定の根拠を示すなどが必要だったと。訴え提起までは必要ないけれども、損害賠償請求の意思をかなり確定的に表明するということまでは必要だとされていたところでございます。

1年以内に買主にこういった権利行使というものをさせるのは少しハードルが高いのではないかということになりまして、改正法のもとにおきましては、買主のすべき権利行使の内容といたしましては、引き渡されたものが契約の内容に適合していませんという通知をすれば、それで足りるという見直しがされたところでございます。

以上が、簡単でございますけれども、売主の特に瑕疵担保責任に関する規律の見直しの内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、請負に関する見直しでございます。幾つかございませけれども、1つ目は報酬に関する見直しでございます。結論だけ申し上げますと、4ページの下3分の1程度のところに「改正法の内容」という欄がございまして、黄色く色がつけられた部分ですけれども、仕事が完成していなくても請負人が報酬を請求することができる場面を明確にしたというものでございます。

現行法における請負人の報酬請求権は、仕事の完成によって発生するとみるのか、もともと発生したと見るのかというのは、見解は分かれておりますけれども、いずれにしましても、仕事が完成して初めて請求することができるという理解がされていたところです。

したがって、この原則を形式的に貫くと、仕事が不能になってしまった場合、あるいは解除されたような場合もそうですけれども、完成前に契約が終わってしまったという場合には、請負人は何も請求できないということになってまいります。この点について、判例は、原則はそうなるはずだけれども、しかし既にされた仕事が可分で、それ自体として一つの経済的な利益を注文者にもたらすといった場面では、割合的な報酬を請求することができるとしていたところでございます。

こういった判例法理を踏まえまして、今回の改正法におきましては、判例を明文化する形でこの請負人の報酬請求権についての規律を設けたということになります。

そういう意味では、この報酬請求権に関する見直しにつきましては、現行法におけるルールを何か実質的に変えるというわけではございませんで、現行法のもとで、規定としては法典の中にはなかったけれども判例が確立していたルール、これをそのまま取り込んだということになります。

次に、5ページをごらんいただきまして、2つ目の大きな項目は、担保責任の整理とい

うところでございます。こちらは、先ほど来申し上げましたように、請負に関する担保責任、請負人の担保責任につきましては、売買の箇所に、双務契約について売買の規定が包括的に準用されるという規定が設けられているわけですが、この包括準用の規定に委ねるという形になっておりまして、必要な部分だけ幾つか特則がございますけれども、請負に関する担保責任ということで、今まで設けられていた請負人の規律は大きく削除されております。

したがいまして、5ページの左上に、現行法、問題の所在とありますけれども、「改正法の内容」というところの1つ目の赤いポツにございますように、最終的に請負人が仕事をしたが、その成果が請負契約の内容に適合していないという場面では、請負人が担保責任を負うわけですが、これは債務不履行責任を負うということになってまいります。

2つ目の赤いポツにございますように、ここは先ほど売買契約のところの説明の中で、4つの救済方法が買主に与えられていますということを申し上げましたけれども、同様に、請負人の債務不履行があった場面でも、注文者に対して4つの救済方法、すなわち修補請求のような追完請求、損害賠償請求、解除、それから代金減額請求ができますということになったということでございます。これまでの規律と比べますと、請負のところに関しましては、修補請求権がもともと規律がされておりましたので、そういう意味では、代金減額請求権というのが新たな救済方法としてつけ加えられたということになるかと思えます。

また、現行法、それから改正法のそれぞれの救済方法の比較につきましては、5ページの右下に、一覧表のようなもの、簡単なものがございますけれども、表をつけておりますので、またごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。今申し上げましたように、請負に関しては、さまざまな特則的なものがこれまで設けられていたところですが、これを債務不履行、売買契約における売主の債務不履行責任と基本的に一致させる形での改正が行われたわけですので、そういう意味では、請負固有の規定が大きく削られているということになっております。

例えば、6ページ左側に解除権の制限の見直しを取り上げております。これもご承知のように、現行法上は第635条のただし書におきまして、建物を含めてですけれども、土地工作物の建築請負におきましては、その契約目的が達成できないような瑕疵があった場面でも、注文者が契約を解除することができないということとされておりました。これは、

せっかくつくられたものでございますので、解除ということになって全部それを撤去しないといけないということになりますと、社会経済上の損失が大きいということが考慮されたものだと言われております。

ただ、ここは結局、建てかえ費用丸々の損害賠償請求を認めるという最高裁判例が出たということもございまして、実質的には解除を認めたこととあまり変わらないではないか、したがって第635条ただし書の意味が実質的に失われているのではないかという批判もあったところもございまして、第635条のただし書き削られたという改正がございました。

また、追完請求のところにおきましても、瑕疵が重要でない、かつ、その修補に過大な費用がかかるといった場面では、追完請求権といえますか、修補請求権を負わないという規律が設けられていたところもございまして、こういったものにつきましても、費用が過大である場合の処理は履行不能の判断に委ねるということで、請負固有の規定としては削られるといった見直しがされているところもございまして。

それから、6ページの右の欄をごらんいただきまして、注文者の権利の期間制限でございまして、ここも基本的には売買と同様でございまして。右下に「改正法の内容」という欄がございまして、契約に適合しないことを知ってから、これ、現行法は引き渡しかからが起算点になっておりましたけれども、契約に適合しないということを知ってからという、これは売買と同じですが、売買と合わせるような形で起算点も修正がされまして、また、1年以内にすべきことについても、その旨の通知が必要であるという修正がされたところもございまして。

以上、簡単でしたけれども、請負についてのご紹介をいたしました。

それから、契約解除、危険負担に関しましては、これまでの説明の中でも少し触れましたけれども、請負人の債務不履行があった場合の救済方法の一つといたしまして契約解除が認められております。契約解除が救済方法として認められてきたということは、これ自体は従来から変更はございませんけれども、その要件といたしまして、これまでは請負人の債務不履行において、解除するためには請負人の帰責事由が必要であるという理解がされておりました。

この点につきまして、解除の制度趣旨の理解にもかかわってきますけれども、改正法のもとにおきましては、損害賠償は別ですけれども、解除の要件としては債務者の帰責事由は不要であるという見直しがされております。これは請負に関するものというよりは、解

除全般に関する見直し、債務不履行全般に関する見直しといたしまして、解除の要件としては債務者の帰責事由が不要であるという見直しがされております。

そのことの関係で、1枚おめくりいただきまして、危険負担に関する見直しもされております。ここもご承知のように、解除と危険負担の適用場面というのはかなり似通っております。ただ、適用場面をどのように分けるのかと申しますと、債務者に帰責事由があるのかないのか、ここで、解除によって処理されるのか、危険負担によって処理されるのか、かが区別されてきたところがございます。

ただ、今申し上げましたように、解除の要件として帰責事由が不要だということになりますと、帰責事由の有無でこの2つの制度の使い分けということができなくなるということになってきまして、それに伴いまして、危険負担に関する効果を見直したということがございます。

実質的なところは、そういう意味では危険を負担する当事者が大きく変わったということではございませんけれども、今までは、危険負担の規律が適用される場面では当然にその反対給付の義務が消滅するという記述となっていたところ、改正法のもとにおきましては、消滅はしないだけけれども履行拒絶ができると改められたというところがございます。そういう意味では、拒絶をすることができるという、そういった実態的なところは変化はないということになっております。

最後に、時効期間と起算点につきましてですけれども、現状では、さまざまな短期消滅時効の制度が設けられていたところですが、これを大きく削りまして、シンプルに統一化をしたということになります。

原則としては、その権利の行使が客観的に可能であるというその時点、これを客観的起算点と称しておりますけれども、客観的起算点からの10年という原則的な消滅時効期間、これは維持した上で、それに加えて、債権者が権利を行使することができるということを主観的に認識した、これを主観的起算点と称しておりますが、主観的な起算点から5年という、もう1つの時効期間を設けたと。したがって、二元的な2つの時効期間がそれぞれの債権に対して与えられるということになっておりまして、この2つの時効期間のうちどちらか早いほうの完成によって時効消滅するという制度に改められたところがございます。

以上、資料3-1についての説明でございました。

資料3-2は、簡単ですけれども、経過措置、こういった事象につきまして改正法が適

用され、こういった事象につきまして改正法の施行後も旧法が適用されるのかというところでございます。

基本的な考え方といたしましては、契約に関する法律問題につきましては、当事者がどういう期待のもとでその契約を締結したのかということがポイントになってまいります。したがって、売買等と異なりまして、請負の場合には、ある程度の期間、契約に基づく法律関係が存続することになるわけですが、例えば請負契約自体が施行日前に締結された。そこから建物の建築とかが始まって、最終的に引き渡しであるとか仕事の完成が施行日後であったというような場面でも、請負契約の締結時、その時点におきましては現行法が適用されていたわけですので、その現行法に基づいた処理がされるということを当事者が期待していたであろう。したがって、当該契約につきましては、施行後、紛争が生じたといたしましても旧法が適用されると、こういった考え方に基いて経過措置が設けられているところでございます。

非常に簡単でございましたけれども、お約束の時間でございますので、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【大森座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【泉委員】 一、二点、質問させていただきたいんですが、先ほど資料の3-1の9ページの改正内容のところ、契約不適合責任に係る消滅時効の規定が、権利を行使することができるときから10年、権利を行使することができることを知ったときから5年となったということですが、請負契約の瑕疵担保期間については、今まで現行法では引き渡しが起算日として10年ないしは5年という規定だったんですが、今回はこれが権利を行使することができるときからとなっており、起算点が引き渡しと書いていないんですけれども、請負の契約不適合責任の場合は、起算点は引き渡しと考えてよろしいんでしょうかというのが1点と、それともう1つ、資料3-2ですけれども、3-2で経過措置についてご説明あったんですが、先ほどご説明では、施行日前に法律行為である契約締結、例えば請負契約が結ばれていますと、施行日後でも現行法が適用されるということですが、例えば契約変更、つまり施行日後に工事内容の追加変更とか、よくあると思うんですけれども、こういった契約変更が施行日後にあったときの変更契約については新法が適用されるとい

ような考え方でよろしいのでしょうか。その2点だけお願いできればと思いますが。

【大森座長】 いかがでしょうか。

【笹井オブザーバー】 今いただいた質問ですので、きちんとしたお答えができるかどうか分かりませんが、1つ目の起算点についてですけれども、今まで引き渡し起算日という規定になっているとおっしゃいましたのは、請負人の担保責任の権利行使期間のことをおっしゃったのだと思います。主観的起算点や客観的起算点は時効期間の話ですが、客観的起算点から10年という時効期間という規律はこれまでもあり、かつ、これは請負契約にも適用された規定で、この点は何も変更がありません。

引き渡しからでいいのでしょうかとおっしゃったのは、どういった権利についての時効消滅期間をおっしゃっているのかにもよるのですが、例えば請負代金請求権のことをおっしゃっているのだとすれば、請負代金の請求権は、もちろん契約で別のものが定められていけば別ですけれども、基本的には、引き渡しを要するものにつきましては引き渡しのおきから行使することができるということになりますので、その場面では客観的起算点は引き渡しからということになろうかと思えます。

また、契約不適合があった場合の担保責任をいつから起算するのかですけれども、例えば損害賠償請求権が発生するわけですけれども、この損害賠償請求権につきましては、損害賠償請求権それ自体についての消滅時効期間と、それから担保責任の権利行使期間と二つの期間制限があります。権利行使期間と消滅時効期間はまた別のものがありますので、それぞれ別の起算点が定められているということになります。

権利行使期間につきましては、先ほど申し上げましたように、今まで請負は引き渡し起算日という規定だったというのは、この権利行使期間のことをおっしゃったのではないかと思いますけれども、これにつきましては、資料の6ページの右側の点線で囲われた部分に記載されているように、不適合を知ってから1年以内という形で起算点の修正が加えられたということになります。

他方で、瑕疵があった場合の損害賠償請求権でありますとか、そういった請求権の消滅時効期間はまた別途観念できることでありまして、この権利行使期間につきましては、契約に適合しないものが引き渡されたときに債務不履行に基づく責任が発生すると考えられますから、引き渡しのおきが起算点になると思えます。

それから、2つ目の質問につきましては、契約内容の変更がどこまで大きな変更かというところにもよってこようかと思えますけれども、契約としての同一性が保たれているよ

うな場合、例えば建物の建築請負契約をしたんだけど、ある一部の仕様に変更があったということで、建てる建物としては同じ建物だけでも一部床の素材が変更になったとか、そういった場面では、契約としてはもともと施行日前に締結されたその契約が継続していると理解されると思いますので、その場面では旧法が適用されるということになるのではないかと思います。

以上でよろしゅうございますか。

【大森座長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【泉委員】 はい。

【大森座長】 今の質問に絡めて確認ですけれども、最後の追加変更は、契約の同一性の問題だと思いますが、一般的にはよいと思うのですが、例えば建築工事の場合には、追加工事、変更工事は、本契約とは別契約だというのが裁判実務で一般的ですので、形式的にはこれは別契約になりますので、建業法でも追加変更工事は、これは全部書面で取り直しです。したがって、追加変更は全部別契約だという前提でいくと、今のルールでいくと全部新法適用になってしまうという気もしないではないんですが、その辺はどう考えたらいいんでしょうか。

【笹井オブザーバー】 最終的には個別事案ということになってくるのだらうと思います。

ただ、先生がおっしゃいましたように、例えば1つの建物をつくるのだけれども、幾つかのパーツから成っている追加変更契約みたいなものが何次かにわたって締結されるという場面でいいますと、おっしゃったように新法適用ということもあり得るのかもしれない。例えば、ある追加変更契約というのが、ある程度独立性があるような場面で、かつ、その部分のみの契約不適合というものを観念できるという場面を考えますと、その部分に関しては新法適用ということは十分にあり得るところだらうと思います。

他方で、例えばお金の支払い方を合意によって変えたということでありますとか、金額は変わらないけれども履行の期日を変えたとか、そういった場面で言うと、それは旧法の契約が維持されたまま、新しい契約ということではなくて、もともとの契約を維持したまま、その契約条項の一部が修正されたと見て、旧法適用、例えば代金の支払いが変わったからといって、時効について新法が適用されるということではなくて、代金請求権全体について旧法が適用されるということになるのではないかと思います。今、お伺いした上で直観的な印象でございます。

【大森座長】 ありがとうございます。要は混在する可能性がないわけではない。ケース・バイ・ケースによっては。

【笹井オブザーバー】 そうですね。社会通念上見たときに、1つの工事現場だけでも契約として2つの契約が混在するという場面が、確かにあり得るのではないかと思います。そのときに整合的に解決できるのかどうかは、うまくそれぞれの法律関係を切り分けられるかということになってこようと思いますが。

【大森座長】 ありがとうございます。最後の私からの確認ですけれども、今の点で、当事者同士で追加変更は旧法適用すると言えば、それはそれで構わないんですか。

【笹井オブザーバー】 そこはかなり、法適用でどこまで当事者の処分権限といいますか、そういうものを認めるのかということにもかかわってきますので、なかなか簡単に答えられないところもあるのですが、おそらく基本的には、当事者が旧法でと言っている場合にはできるんじゃないかと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(発言者なし)

【大森座長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の議事に入りたいと思います。資料の4について、事務局からご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 では、事務局より、資料の4に基づきまして説明をさせていただきますと思います。資料の4は資料の4-1と4-2と4-3という形で分かれていますけれども、まず4-1を見出しという形でごらんをいただきまして、詳細については資料の4-2でご確認をいただき、最後に資料の4-3で今後の進め方をご紹介させていただこうと思っております。資料の4-1ですとか4-2を適宜紹介する中で、先ほど法務省の笹井参事官にご説明をいただきました民法の改正部分についても、あわせて資料3-1の該当箇所をご紹介させていただきたいと考えているところでございます。

まず、資料の4-1の1ページ目をお開きいただきたいと思っております。既にご承知の皆様もおられるかと思っておりますけれども、今回、ワーキンググループの名前についております標準請負契約約款でございますけれども、上に書いてございますが、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のために、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものということになっているところでございます。

約款につきましては4種類ございまして、今回お渡ししている資料の後ろに、かなり分

厚い資料が参考資料としてついてございますけれども、参考資料の1-1としてついております公共工事の標準請負契約約款、これが最初でございまして、私ども国ですとか地方公共団体さん、それから政府関係機関、さらには電力、ガス、鉄道とかといった民間企業の工事も含まれますけれども、これらが発注をいたします工事の請負契約についての標準的な約款ということでございます。

次に2つ目として、参考資料では1-2でございまして、民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約を規律いたします民間建設工事標準請負契約約款の甲というものがございます。

それから、先ほどは大きな規模ということでございますが、3つ目といたしまして、個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事をやるものについて、民間工事の乙という約款がございまして。

それから最後に、4つ目といたしまして、公共・民間問わず、建設工事の下請契約全般について規定をいたしました建設工事標準下請契約約款、こちらが参考資料の1-4でございまして、この4種類が約款として存在をいたします。

最終的には、この4種類の約款について改正案をご議論いただこうと思っておりますけれども、基本的には最初に申し上げました公共工事の標準請負契約約款、これが全てのベースになってございまして、ほかの甲、乙、下請については、基本的には公共の約款から不必要な部分を取り除いて、ごく一部、それに特化した部分が追記されている部分がございますけれども、そういう形で作成をされているものでございますので、今回のワーキンググループの議論でも、まずは公共工事の約款を中心に議論をさせていただきまして、最後になる前に、甲、乙、下請約款で、違いなり個別の部分について、あわせて検討をしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、1ページさらにおめくりいただきまして、資料4-1の2ページ目で、検討事項(案)の概要というものを書かせていただいております。まず、今日は1回目ということでございますので、次回以降、詳細な論点については、個別に委員の皆様から、事務局で論点をお示しさせていただいた上で、ご議論をいただきたいと思っておりますけれども、本日、1回目につきましては、今回の約款ワーキングでの検討事項としてどういうものが考えられるのかという項目出しについて、ご意見を賜ればと考えているところでございます。

本日、まずは事務局で、民法改正等々を踏まえてこういう点について改正が必要ではな

いかといったものを、これからご紹介をさせていただきたいと思っておりますので、後ほど、これに不足している部分等々がございますれば、ご意見を頂戴できればありがたく存じます。

まず、大きく3つに分かれておりますけれども、1つ目は、今回の改正の主眼となっております、先ほどご紹介をいただきました民法改正を踏まえた約款改正への対応といったところがございます。詳細は後ほど戻ってご説明をさせていただきますけれども、主として3点あるかと思っております、1つは契約不適合責任、それから契約解除の関係、それから譲渡制限特約の関係が大きくあるかと思っております。

この民法改正への対応を主としつつ、今回、まだ国会に提出したところがございますので、まだ成立をしておりますところ、今日の資料には入れさせていただいておりませんが、建設業法の改正案を、今通常国会に提出させていただいているところがございます。こちらが成立した場合には、約款もこれを受けて改正する部分がありやなしやといったところもあわせてご議論をいただければと思っておりますので、こちらにつきましては、国会で成立いたしました後に改めてご紹介を申し上げたいと思っております。基本的には、今の案のままであれば、さほど大きな変更はないのではないかと事務局としては考えているところでございます。

それから最後に、その他ということで2つ設けてございますけれども、先に下の技術的な検討事項ということを申し上げますが、これは極めてテクニカルな話でございまして、まさに改元があるといったような形式的な修正については、当然のことながら加えていくということでございます。上に政策的な検討事項というのが書いてございますけれども、民法改正にあわせて、今回、それだけというわけではございませんので、ほかにも約款上措置をしていく必要があるものがあれば、あわせてワーキングの中で検討をしてみたいと考えております。

ただ、このワーキングについては、約款の文言をどのように規定をしていくかというワーキンググループでございますので、一からこういう政策をやるべきかどうかといったところは、このワーキングで考える場所ではないのかと考えておりますところ、基本的に政策をやるかやらないかというところは別の場面で決めていただきまして、その後、やるということが決まった政策について、約款でそれを実施したほうが良いというものについては、このワーキンググループで取り上げまして、あわせて議論をしてみたいと考えているところでございます。

それでは、概要としては以上でございますので、細かなところに少し入ってまいりたいと思いますので、資料の今の2ページ目をお開きいただきつつ、資料の4-2をご参照いただければと思います。

まずは民法改正の主たる部分とっております部分をご説明申し上げたいと思います。1点目は契約不適合責任についてということで、約款では第44条、資料の4-2では29ページになりますので、資料4-2の29ページをお開きいただきたいと思います。先ほど法務省からもご説明をいただきましたけれども、そこには瑕疵担保という規定がございますので、当然のことながら、ある意味、技術的に瑕疵というものが契約不適合になっておりますので、その部分を直していくという部分がございますけれども、意味が変わってきている部分もございますので、単純に置きかえるだけでいいかといったような検討も必要になってこようかと思っております。

それから、次の30ページにまたがってまいりますけれども、先ほど少しご紹介をいただいております3-1の資料の6ページの右側のところにございました、これまで民法第638条で設けられておりました、建設工事といいますか、土地建物に関する規定が削除されたところでございますので、それにあわせて、期間、第44条の、資料の4-2の30ページのところに、〇年以内ということが書いてございますけれども、その期間のところをどのように改定をしていくのかといったところが、一つポイントになってこようかと思っております。

それから、先ほど資料3-1で5ページのところで解説をいただきました、代金減額請求権というものが新たに請負の関係では追加になったということでございますけれども、私どもの約款でも、今、4-2の30ページの左側をごらんいただきますと、瑕疵の修補ですとか損害賠償の請求といったような文言が出てまいりますけれども、ここに代金減額請求権といったものをどのような形で位置づけていけばいいのかといったところが、一つ議論になるのではないかと考えているところでございます。

これが、1つ目、契約不適合責任についてというところでございます。

それから、2つ目、契約解除につきましては、約款の第47条でございますので、資料4-2の32ページをごらんいただきたいと思っております。この契約解除につきましては、まず右側でございますとおり、民法第635条のところで、基本的には瑕疵がある場合には注文者は契約の解除をすることができるとなっておりますけれども、土地それから建物についてはこの限りではないということになっておりました。先ほどの法務省さん

からいただきました資料3-1では6ページの左側の部分かと思っておりますけれども、この規定が削除されたということがございますので、私どもの規定についても、この部分を受けてどのように改正をしていけばよいのかといったところが、一つポイントになってこようかと思っております。

それから、その下に、軽微の範囲についてということで書いてございますけれども、資料の4-2の32ページから33ページにまたがっているところでございますけれども、新しい民法の第541条では、催告解除ということで、基本的に催告をすれば相手方は契約の解除をすることができるということではございますけれども、その後にはただし書きということで、ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないという規定が設けられているところでございます。

では、この軽微である場合にはこの限りではない、すなわち契約の解除をすることができないということがございますけれども、この範囲といったものがどういったエリアなのかといったところが、一つ論点になろうかと思っております。もちろん、これをこの約款なりの中で明確にできれば、取引の円滑化なりに資するものだと考えているところではございますけれども、一方で、この約款については、先ほどご紹介を申し上げましたとおり、非常に広い範囲を対象にして規定をするものでございますので、果たしてどこまで明確にすることができるのかといったところも含めて、この軽微といったものをどのように取り扱っていくのかといったところについてもご議論をいただければありがたいと考えているところでございます。

あわせて、資料4-2の33ページの下にございますけれども、先ほどご紹介をした催告解除の後に、催告によらない解除等々の規定が設けられておりますけれども、これらを踏まえた改正についても、あわせて検討をしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上が、2点目の契約解除の関係でございます。

それから、最後、大きなものの3点目といたしまして、譲渡制限特約の関係でございますけれども、約款で言いますと5条でございます。資料の4-2でも5ページをごらんいただければと思います。基本的には、資料4-2の5ページの左側に書いてございまして、今、譲渡制限特約が、この約款の中には設けられているところでございます。しかしながら、先ほど話がありましたけれども、改正民法の第466条では、下線が引いてご

ございます第2項のところ、当事者が債権の譲渡を禁止し、または制限する旨の意思表示、譲渡制限の意思表示、まさに左側がそれのことだと思っておりますけれども、をしたときであっても、債権の譲渡はその効力を妨げられないという規定が設けられているところがございますので、基本的には債権譲渡は当事者間でできるということになったということではないかと理解をしているところでございます。

そこに書いてございませぬけれども、基本的には、第1項のところ、債権は譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときはこの限りでないという規定もありますので、このただし書きの規定にもし当てはまるのであれば譲渡ができないということになるわけでございますけれども、そうではないということであれば、基本的には債権譲渡の効力が妨げられないということになりますので、債権が譲渡されるといったことになるのかと思っております。

これを受けて、この特約自体をどのように規定するのがよいのかということと、あわせまして、私どもの公共の約款ですと、第34条、資料の4-2でいきますと22ページでございますけれども、特に公共工事につきましては、税金をもとにした工事の発注ということで、公共工事の債権にあわせまして、特に請け負った業者さんの資金調達なり資材調達なりの円滑化の観点から、前金払ですとか中間前金といったような仕組みを設けているところでございます。

こちらの規定について、今、第34条のところ、こういうルールでお支払いをしますという規定があったり、2ページほどおめぐりいただきまして、資料4-2の24ページでございますけれども、前払金の使用について、こういう支払い以外に充当してはいけないといった規定が設けられているところでございますが、今回、債権譲渡が基本的にはおそらくできるようになるであろうという状況の中で、この第34条、全般的に前金にかかわらない公共工事全体の債権をどのように取り扱っていくのかといったところも議論としてあろうかとは思っておりますけれども、特に前払金ですとか中間前払金につきましては、第36条のところ、使用の用途が決まっているところもございますので、ここの2つの条項との関係ともあわせまして、債権譲渡特約の規定をどのように見直していくべきかといったところをご議論を賜ればと考えているところでございます。

以上、3番目、譲渡制限特約の関係でございまして、残り、細かいところも含めまして、資料の4-2の頭から一通り、今のところ事務局でこのあたりが論点になり得るのではないかといたるところをご紹介をさせていただければと考えているところでございます。

冒頭、資料の4-2の1ページ目でございますけれども、左側、工期のところは平成とございますが、これは技術的に令和に改正をしていくというところだと思っております。2ページにつきましても同様でございます。

それから、第1条のところでは総則、3ページに行きまして、第2条のところに関連工事の調整、第3条のところでは請負代金内訳書なり工程表の話がございますが、このあたりは特に改正の必要はないかと思っておりますけれども、次の4ページの第4条の関係でございます。契約の保証の関係でございますが、ここは少し政策的に問題提起がされているところがございますので、ご紹介をさせていただきますと、前回、2年前になりますけれども、平成29年に、公共の約款を改正させていただいておりますけれども、その際、契約解除をする主体として、破産管財人による契約解除の場合についても追加をいたしまして、それも違約金支払いの対象になるといったことで規定を整理したところでございます。

この第4条の契約の保証については、そのときにきちりとお金が支払われるようにということで、不履行のリスクについて、左側でございます履行保証保険等々の締結によってこれを担保しているというところがございますけれども、29年に破産管財人による契約解除を追加したところではございますけれども、必ずしもこれが100%保険の中でカバーされていないといったような場合もどうもあるようでございますので、このところを確実に契約の保証が付された状況にするために約款を改正する必要があるのかどうかといったところについて、ご議論をいただければありがたく存じます。

それから、5ページ目に行きまして、第5条のところは先ほどご紹介をさせていただいたとおりでございます。第6条は一括下請負の禁止ということで、特段改正の必要はないかと思っておりますが、6ページに行きまして、下請負人の通知の関係ですとか、7ページ、しばらくありませんけれども、8ページ、第8条のところでは特許権等の使用、第9条で監督員、9ページに行きまして、第10条で現場代理人、主任技術者、第11条の履行報告、それから10ページに行きまして、第12条の工事関係者に関する措置請求、第13条、第14条といったところは特に修正をする必要はないかと思っておりますが、第15条のところ、11ページ、一番下でございますけれども、隠れた瑕疵といった文言が第15条の中に出てまいりますので、法務省からご説明いただいた資料の中にもございましたけれども、これをどのように修正をしていくかというのは少しあるかと思っております。

次、12ページに行きまして、第16条の工事用地の確保ですとか、第17条、第18条

から19、20、21、22、23、ずっと行きます、24、25、26条のあたりまでは、特に改正の必要はないかとは考えているところでございます。

18ページの第27条のところをごらんいただければと思いますが、ここも少し先ほどご紹介をいただきましたけれども、一般的損害について規定をしている部分でございますが、先ほどご紹介をいただきましたとおり、債務不履行による損害賠償ということで、基本的には債権者が、ただ、そこにただし書きとして書いてございますとおり、債務者の責めに帰することができない事由による場合には請求することができないという規定が追加をされておりますので、これを踏まえた改正が必要かどうかといったところを、あわせて第28条で第三者に及ぼした損害ですとか、第29条、不可抗力による損害といったような規定がございますので、こちらについてもあわせて検討をしていく必要があると思っております。

特に第29条では、先ほどこれもご紹介をいただきました、債権者主義の例外が基本的に債務者主義に統一をされたということで、先ほどの資料の3-1では8ページのところでご紹介をいただいたと思っておりますけれども、こちらを受けて、私どもの約款で改正すべき部分がないかどうかということを確認していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

それから、20ページに行きます、第30条の設計図書の変更ですとか第31条の検査の関係は特にないかと考えておりますけれども、21ページの第32条のところ代金の支払いについて書いてございますが、先ほどご紹介をいただきました資料3-1の4ページに書いてございますけれども、報酬について、注文者が受ける利益の割合に応じて一部完成ということで報酬請求権が認められているというところでございますので、これを踏まえた改正が必要かどうかといったところを、この第32条については検討をしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

続いて、第33条がありまして、第34条は先ほどご紹介をさせていただいたとおりでございます。

さらにおめくりをいただきまして、第36条も先ほどご紹介をさせていただいたところでございます。

あとは、第37条以降は部分引き渡しの関係ですとか、27ページ、第39条、第40条とかは債務負担行為の関係、28ページの第41条もそうでございますけれども、そのあたりのところは特に個別にはないかと考えております。

それから、29ページに行きまして、第43条のところでございます。ひょっとすると、一部配られている資料の中で、右側に「第37条が改正された場合に」と書かれている方がいらっしゃるかもしれませんが、「第32条が改正された場合に」ということでございます。第32条は先ほどご紹介をさせていただきました、代金の支払いについて、利益の割合に応じた報酬請求権ということでございますけれども、これを受けて改正が必要かどうかということを、この条項についてはチェックをしていく必要があるのではないかとこのところでございます。

それから、その下でございます第44条については、先ほどご紹介のとおりでございます。

それから、第45条の関係、31ページでございますけれども、履行遅滞の場合における損害金ということでございますが、これも先ほどご紹介をさせていただきました第27条と基本的には同じ整理になってこようかと思っているところでございます。

それから、32ページのところで、第47条は先ほどご紹介をさせていただいたとおりでございます。

33ページから34ページに向かいまして、それぞれ解除権の関係がございますが、これは先ほどご紹介をいただいたものの玉突きの世界になってこようかと思っております。

それから、36ページをおめぐりいただきまして、第51条ということで、火災保険等というところがございます。これはある意味では政策的、ある意味ではテクニカルな世界でございますけれども、今、私どもの約款の条項では、火災保険、建設工事保険、その他の保険という形での規定になっているところでございます。ただ、実務上は、保険会社の提供する建設工事保険という名称の保険がございますけれども、こちらについては、名前は建設工事保険ということではあるんですが、主たる対象は建築工事ということになっておりまして、公共事業については土木と建築とございますけれども、主たる部分は土木工事になってまいります。その土木工事については、別途土木工事保険という名前の保険が設定されているというのが実務という形になっているところでございます。

もちろん、現状も、その他の保険で「(これに準ずるものを含む)」という形で整理をされておりますので、この中で読めるということではございますけれども、建設工事保険という建築だけが明示されていて、土木が明示されていないというのは、少し実務的に気持ち悪いようなところもございますので、土木工事保険についても、その他という形で押し込めておくのではなくて、明確に表に出して規定をしたほうがわかりやすいのではないかと

といったご意見をいただいているところでございまして、こちらについても委員の皆様方からご意見を賜ればと思っているところでございます。

残り36ページから、第52条のあっせん等々以降のところは、特段は規定の修正は必要ないかと思っておりますが、最後、40ページのところで、先ほど、基本、公共の約款を中心に議論をいたしますと申し上げましたけれども、下請約款のところ、第38条で解除に伴う措置というのが書いてございますが、これは先ほどの公共の約款第37条、32ページでございますけれども、こちらと同じような形で修正を加えていく必要があるのかどうかといったところをご議論いただければと考えているところでございます。

内容的なご説明については以上でございますけれども、最後に今後の進め方もあわせてご議論いただければということで、資料の4-3をご参照いただければと思います。1枚紙でございます。

本日、第1回ということで、今、事務局から、こういうところが論点として考えられるのではないかとといったところをご紹介申し上げましたけれども、これから委員の皆様方から、この後こういったところも論点として検討していくべきではないかといったようなご意見を中心に、さまざまご意見を賜ればと考えてございます。

先に後ろから申し上げますと、冒頭、局長からも申し上げましたけれども、民法改正については来年の4月が施行という形になってございますので、私どもとしては、最低3カ月ぐらひは、ほんとうはもう少し長いほうがいいのでございますけれども、新しい約款の周知期間を置かなければいけないと考えているところでございます。

資料4-1の冒頭でご説明を申し上げましたとおり、約款につきましては、中央建設業審議会の親会、総会で策定をいたしまして勧告をするという手続が必要になってまいりますので、遅くとも本年中、12月には中央建設業審議会の総会を開催いたしまして、約款の改正案を策定、勧告をしてまいりたいと考えてございます。そのため、このワーキングにつきましては、その中央建設業審議会の総会に約款の改正案を提出するというところで、皆様にご議論いただくことをお願いしているところでございますので、本ワーキンググループといたしましては、秋ごろと書いてございますけれども、遅くとも11月までには約款の改正案を取りまとめていきたいとお願いをできればと思っております。

その関係で、2回目以降、6月下旬以降と書いてございますけれども、本日いただきました論点、ご意見を踏まえまして、何回開催すべきかというのは、論点の数ですとか論点の厚みにもよってこようと思っておりますので、このあたりのところは座長ともご相談をさせて

いただきながら、今のところは、特段大きく議論になるような事項がなければ二、三回と
いったところかと、一、二カ月に1回程度かと思っておりますけれども、本日のご議論を
踏まえまして数回開催をさせていただきまして、11月、秋ごろをめどに改正案の取りま
とめをお願いできればと考えているところでございます。

以上、資料につきましてご説明を申し上げます。

【大森座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関してのご質
問、ご意見等ございましたら、どうぞ。

はい。

【伊藤委員】 先ほど平林企画官から、この私どもの今回のワーキンググループについ
ては、政策的なことはより上位の機関で決められて、それをまた具体的に約款の中にどう
落とし込んでいくかということが基本だというお話がありました。今回、いろいろ検討項
目の中で、改正すべきかとかいろいろ書かれていますが、まず改正が必要だということに
ついて何か決めていただかないといけないのか、それをほんとうに改正するんだったらど
うやるかということになるのか。我々の議論の中でも、例えば先ほどありましたような前
金払いみたいな話については、業界としてもものすごくこれは大事な仕組みとして、これ
からもきちとした仕組みとして残していただく必要があるのかと思っています。

また、公共工事は、税金の話なものですから、通常のものとは違った、例えば譲渡制限の
話がありましたけれども、それについても特約的なものがあつたほうがいいんだろうなど
私なんかは思ったりするんですけども。そういう議論については、先ほど言いましたよ
うに、より上位のところの特約的なものを設ける必要があるという判断があつた上でこの
ワーキンググループが動くのか、このワーキンググループでそこまで議論しちやっつてい
いか、そのこのところの仕分けがよくわからなかったんです。そこをまずご説明いただけま
せんでしょうか。

【平林建設業政策企画官】 わかりづらかったところがあつたとすれば、おわびを申し
上げたいと思います。

まず、基本的に民法の改正の部分については、約款上、措置する必要があるかないかと
いったところになってまいりますので、基本的にこのワーキンググループの中で全て論点
として取り上げさせていただきまして、ご議論をいただきたいと考えてございます。先ほ
ど上位のところを検討すべきかどうかというのを先に決めていただいてというのは、4-
1の2ページ目のその他のところにごございます政策的な検討事項といったところについて

でございます、今、民法改正とは全く関係のない事項について、例えばこういうことを新しく政策的にやるべしといったようなご提言とかも、いろいろ皆様、お持ちなところはあるのかもしれませんが、そこを一から議論する場では、この約款ワーキングについてはないのではないかと考えておりますので、その他の政策的な検討事項については、あらかじめ、もしそういったようなことを新たにやるべしというご提言があるようであれば、そこは別のところでやるやらないというのを決めた上で、それを約款で措置するというのであれば、この委員会でも取り上げていきたいということでございますが、こと民法の改正につきましては、この約款ワーキングが全て基本的には案をつくって決めていくということでございますので、少なくとも民法の改正に関する部分については、すべからずこのワーキングでご紹介をさせていただきまして、委員の皆様にご議論いただけるように、事務局として案をお示しできればと考えております。

【伊藤委員】 わかりました。要は政策的な要素が入ったとしても、民法改正に伴うものについてはこのワーキンググループで議論すべきテーマだと理解させていただきました。

【平林建設業政策企画官】 補足いたしますけれども、特に先ほどおっしゃっていただいた、気になる前金の部分なんかは、先ほど民法の3点目のところで申し上げましたけれども、債権譲渡特約の規定が新しく民法のところで変わったことを受けて、ある意味、それがあからずろ考えなければいけない論点ということでございますので、当然のことながら、このワーキンググループの中でご議論をいただければと考えてございます。

【大森座長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。私から確認だけさせていただきます。4-1の2ページですが、契約不適合責任についてのところの括弧書きに、「民法改正後において担保責任期間の短縮が可能かどうか」。これ、「短縮」は多分、「設定」の誤記じゃないかと思うんですけれども、改正後は瑕疵担保責任期間は定めていないと思うんですよね。だから、そういう期間を設定するということが可能かどうかという論点の設定の仕方で、「短縮」が多分、「設定」の誤記じゃないかと思ったんですけれども。笹井さん、確認です。それでいいですよ。違いますか。私の認識違いですか。

【笹井オブザーバー】 改正法は、3-1の6ページをごらんいただきますと、先ほど話題になりましたけれども、適合しないことを知ってから1年以内にその通知が必要であるという定めが設けられております。これは、瑕疵があった、不適合があったことに基づく例えば損害賠償請求権の消滅時効とは別に、権利行使期間といいますか、権利を保存する期間といいますか、1年以内に通知だけはしないといけないという規律が設けられてお

りまして、そのことを担保責任期間とおっしゃっているのかと理解をしておりましたが。

【大森座長】 これは多分、そうではないですよ。例えば引き渡し後2年以内にしか請求できないという規定を仮に設けるとしたら、そういうのって可能でしょうかという、そういう設定だったと思うんですけども、それは責任期間の設定ということになると思うんですよ。だから、今言っている引き渡しから1年以内の権利行使期間というこれじゃなくて、そもそもが何年という設定が可能かどうかということで、たしかいいですよ。

【平林建設業政策企画官】 その意味では、私どもとしては書き方が適切でなかったかもしれないけれども、資料4-2で行きますと30ページのところに、第44条の瑕疵担保の規定がございますけれども、その第2項というところで、現行の規定を読みますと、瑕疵の修補または損害賠償の請求は引き渡しを受けた日から〇年ということで、その〇年のところに、もともと1年とか2年とかといった規定を入れて、その〇年以内に行わなければいけないということが書いてありました。ただし書きで、故意・重過失のときは〇のところで10年ということで規定をしておりましたけれども、ここの規定をどのように定めていくかといったことのもつもりで書かせていただいたところでございますが、書き方が適切でなかったかもしれないところは大変恐縮でございます。

【大森座長】 笹井さんがいらっしゃるので、確認だけ改めてしたいんですが、そういう場合の使い方としては、担保責任期間の「短縮」というんじゃなくて、「設定」が可能かどうかという論点の設定の仕方、言葉遣いとしてはいいですか。

【笹井オブザーバー】 十分に理解しているかどうかわかりませんが、そこで言う期間というのは、通知しないといけないという権利行使期間ではなくて、今おっしゃった第44条の第2項というのは。

【大森座長】 昔の瑕疵担保期間のことを言っているんです。引き渡しから5年以内に何か請求しろとかいう、そういう期間制限を設けていいのかという。

【笹井オブザーバー】 消滅時効とは別にということになりますか。

【大森座長】 はい。

【笹井オブザーバー】 その期間はどのような法的な性質のものなのかということによると思うんですけども、その理解次第なのかと思います。

【大森座長】 だとすると、一応、「設定」という言い方でもいいですか。

【笹井オブザーバー】 ええ、そういうものとして。

【大森座長】 わかりました。これ、「設定」にしておいていただきたい。

【平林建設業政策企画官】 はい。大変申し訳ございませんでした。

【大森座長】 それから、もう1点、これも確認ですけれども、資料4-2の4ページの第4条のところ、これ、教えてもらいたいですけれども、※の、平成29年の約款改正において、破産管財人の契約解除も違約金支払いの対象となるものとしたというのは、どこを読むとそれが出てくるんですか。

【平林建設業政策企画官】 これは4-2の33ページ、実質的には34ページになりますけれども、第47条の2というのがございます。契約が解除された場合等の違約金という規定があるんですけれども、ここの中に、第2項のところ、次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前条第2号に該当する場合とみなすと。受注者が違約金を支払わないといけない場合ということでございますけれども、そこで契約を解除する者として、第1号のところ破産管財人等々、第2号で会社更生法の管財人ですとか、第3号のところ民事再生法の再生債務者といったところが規定をされておまして、これは前回、29年の改正のときに追加をさせていただいているところでございます。

【大森座長】 わかりました。皆様方の共通認識として、今のところで、管財人による契約解除に伴う、違約金も支払わなきゃならないということになっているんですけども、第4条では、それが保証、担保されているかどうかという問題は別な問題なので、ここでそれも入れたほうがいいかという議論だということですよ。

【平林建設業政策企画官】 はい。おっしゃるとおりです。

【大森座長】 ということで、共通の認識として共有したいと思います。ほか、何かございますか。

どうぞ。

【石川委員】 何点か申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、約款第32条のところ、割合的報酬に関する民法の新第634条の規定の新設を受けて修正が必要か否か、という話があったかと思います。資料4-2の21ページの下のところですが、約款第32条は請負代金の支払いの時期・方法に関する規定であるのに対しまして、新第634条の内容としては、中途終了の場合における割合に応じた報酬に関する規律となっています。そのため、規律の実質としては、35ページに掲載されている第50条で、解除に伴う措置として、解除がなされた後における引渡し済みの出来形部分に相応する請負代金の支払いに関する規定が置かれていて、この辺りとも密接に関連してくることになると思います。従いまして、新第634条との関係では、この第50条がこのままの状態

新第634条の規律内容を適切に上書きするものになっているかどうかという点についても、検討しておく必要があるかと思います。

第634条自体は、条文の構造としては、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす、といったように、みなしの仕事完成という論理を経由して、その部分に応じた割合的報酬請求が導かれています。従いまして、適切にこの第634条を上書きするためには、みなしの仕事完成に関する以上のルールについても、この第50条などを通じて十分な対応ができているかどうかを検討しておかなければならないと思います。

細かい話になりましたが、第32条のところでは書かれていた新第634条への対応に関しましては、以上の辺りの規律との関係についても考えていく必要があるかと思います。

それから、資料4-1では、契約不適合責任に関しまして、約款第44条との関連で幾つかの問題点を挙げていただきましたが、ここに書かれている以外にも、この約款第44条に関しては、いろいろな修正が必要になってくるのではないかと思います。

例えば、約款第44条の(A)(B)の第1項のところでは、既に笹井さんからご紹介いただいた話ではありますが、この第1項ただし書きの「瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することができない」という規定は、旧法をもとにした規定であるかと思います。どういった場合にこの修補請求権が限界づけられるのかということについては、第634条第1項が削除されておりますので、それを受けて、修補請求権の要件に関する約款第44条の規律は現在のままでよいのか、それとも第634条第1項が新法で削除されたことを踏まえて、それに合わせて修正していく必要があるのか、といった点について考えていく必要があるかと思います。

いずれにしても、そのような点を含めて、約款第44条については、ここに書かれていること以外についても丁寧に問題点を洗い出しておく必要がありそうです。

最後にもう一点申し上げますと、先ほど来、期間制限の話が出ておりますけれども、担保責任期間に関する規律としてどのようなものを設定すべきかという論点に関しましては、消滅時効の一般原則との関係をきちんと整理した上で具体的な規律内容について検討していく必要があるかと思います。

既に笹井さんからご紹介いただいたとおり、この担保責任の期間制限と消滅時効とは別の話といたしますか、同時に走っている二つの期間制限に関する別個の規律ということになりますけれども、消滅時効期間を伸長するという点については、旧法下でも、消滅時

効の利益を事前に放棄することができないこととの関係で、消滅時効期間を当事者の合意によって伸長することはできないと考えられておりました。この消滅時効期間が新法で主観的起算点から5年または客観的起算点から10年という二重期間になったことによって、消滅時効期間の伸長についてはどのように規律されることになるのかについては、条文からは必ずしも明らかではありませんが、旧法下での議論を前提とする限りでは、消滅時効期間の伸長はできないということになると考えられます。

したがって、約款によって担保責任期間を設定するとしても、消滅時効に関する新たな二重期間が担保責任期間の設定に際しての上限となる、といった点を踏まえて考えていかなければいけないと思います。

具体的には、約款第44条の第2項のところでは先ほどご紹介いただいた内容でございますけれども、ここで「故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする」と定められていますが、これが消滅時効期間よりも長期の期間を定めるものであるということになりますと、約款でそのような定めを置いたとしても、消滅時効期間の上限によって請求は妨げられることとなります。従いまして、担保責任期間に関していかなる規律を定めるのかについて考える際には、消滅時効の一般原則との関係についても十分に精査していく必要があるかと思えます。

私からは以上でございます。

【大森座長】 貴重なご意見、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【泉委員】 契約不適合責任のところ、第44条のところですけども、ここは結構、一番のポイントになるかと思うんですが、一つ申しておきたいのは、住宅品確法とか特定住宅瑕疵担保履行法では、まだ瑕疵という文言が残っております。改正法でも、改正法というのは、今度、民法改正と同時に施行される住宅品確法及び特定住宅瑕疵担保履行法の改正法ですね、改正法でも瑕疵が残るわけですね。その点を、ここの第44条にも、住宅品確法で言う新築住宅の場合はどうなるかという特約が、例えば第4項なんかにあるわけで、このときは瑕疵という言葉がそのまま残るんだろうなと、契約不適合に置きかえられないんだろうなと、あるいは置きかえてもいいとは思いますが、どうなるんだろうかという整理が必要であるということです。

ただ、契約不適合というのは、先ほど説明されました改正民法の中に文言自体はないわけですね。それを改正住宅品確法では一定の瑕疵としてのところで定義をしているんです

が、その文言というのは微妙に民法の文言とは違っていたりするというのも見ているとあるんですけども、その辺もぜひこのときに整理していただきたいというのが1つと、もう1つは、期間のところは、今の石川先生のご意見とも同じですけども、今までは30ページの右欄にあるの旧法第638条の、5年、10年の除斥期間を、約款契約上、左欄で1年、2年に短縮するという、いわゆる除斥期間の短縮というイメージがあったんですが、この第638条がなくなってしまったので、なくなってしまって、さっき笹井さんから言われたように、改正民法では、知りて1年内通知と消滅時効の規定が併用されますよということになると、ここに期間が2つあることになるわけです。それとこの当事者間の約束事の第44条の期間というのはどういう関係になるのというのは、今、期間が3つあるわけですね。石川先生も同じようなことをおっしゃられていましたが、この辺の関係を整理しないと混乱してしまうのではないかとということが1つ。

それともう1つ、先ほどまた石川先生の意見と全く私も同じですが、第634条の割合的報酬請求権のところは、解除に伴う措置の第5550条第2号で規定するべきかということも1つあるんですが、ただ、第634条の第1号項、これは、22ページの一番上にありますけれども、これは解除ではなくて履行不能のことを言っているように思うんですね。履行不能のときに、報酬請求権はどうなるんだというのは、何か今の約款、例えば天災・不可抗力とか、そういったところで解除じゃなくて履行不能になってしまったときにどうするんだというようなことは、今の、約款の中にはないようなので、これを新設するのかということもあろうかと思って、今、感じているところであります。これを論点に加えていただければと思います。

一応、以上であります。

【大森座長】 ありがとうございます。事務局、よろしいですね。

【平林建設業政策企画官】 はい。さまざま、石川先生、泉先生、ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。次回以降、詳細な部分についてはご議論いただきたいと思っておりますけれども、ご指摘いただいた点も含めてご議論いただけるように資料を準備させていただきます。ありがとうございます。

【大森座長】 ほか、いかがでしょうか。

(発言者なし)

【大森座長】 よろしいですか。ありがとうございました。それでは、次回以降、今示されたご説明に従って検討を進めていきたいと思っております。もし今日示された論点以

外に何か気づいた項目がありましたら、遠慮なく事務局までお知らせいただければありがたいと思います。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。先ほど大森座長からお話のありましたその他の検討事項の追加等、ご意見がおありの委員におかれましては、まことに恐縮ですが、5月10日までに事務局にお寄せいただきますと大変ありがたいと思います。次回以降の検討に反映させていただきたいと考えております。

その他、国交省側から発言は何かございますか。

それでは、これをもちまして散会させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —